

(新)

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定審査基準内規

大分県

(目的)～(指定基準)は省略

(診療科名)

第3 指定は、障害種別ごとに行うものとし、各障害種別に対する診療科名は、以下のとおりとする。

障害の種別	診療科名
視覚障害	眼科、 小児眼科 、神経内科、脳神経外科 注)眼科以外の診療にあつては、腫瘍・神経障害等による視力喪失者の診療に限る。
聴覚障害	耳鼻咽喉科、 小児耳鼻咽喉科 、 気管食道・耳鼻咽喉科 、 神経内科 、 脳神経外科 注)耳鼻科以外の診療にあつては、腫瘍・神経障害等による聴力喪失者の診療に限る。
平衡機能障害	耳鼻咽喉科、神経内科、 小児耳鼻咽喉科 、 気管・食道耳鼻咽喉科 、 リハビリテーション科 、 脳神経外科
音声・言語機能障害	耳鼻咽喉科、 小児耳鼻咽喉科 、 気管食道・耳鼻咽喉科 、 内科 、 気管食道内科 、 脳神経外科 、 神経内科 、 気管食道外科 、 形成外科 、 リハビリテーション科 、
そしやく	耳鼻咽喉科 、 小児耳鼻咽喉科 、 気管食道・耳鼻咽喉科 、 気管食道内科 、 神経内科 、 気管食道外科 、 形成外科 、 リハビリテーション科
肢体不自由	整形外科、外科、小児外科、内科、神経内科、脳神経外科、形成外科、 リウマチ科 、小児科、リハビリテーション科
心臓の機能障害	内科、 循環器内科 、 心臓内科 、外科、 心臓血管外科 、 心臓外科 、胸部外科、小児科、小児外科、 リハビリテーション科 、
腎臓の機能障害	内科、 循環器内科 、 腎臓内科 、 人工透析内科 、外科、 移植外科 、小児科、小児外科、泌尿器科、 小児泌尿器科
呼吸器の機能障害	内科、 呼吸器内科 、 気管食道内科 、外科、呼吸器外科、 気管食道外科 、胸部外科、小児科、小児外科、 リハビリテーション科
ぼうこう又は直腸の機能障害	泌尿器科、 小児泌尿器科 、外科、 消化器外科 、内科、 消化器内科 、神経内科、小児科、小児外科、 産婦人科(婦人科)
小腸の機能障害	内科、 消化器内科 、 胃腸内科 、外科、 消化器外科 、 腹部外科 、小児科、小児外科
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害	内科 、 血液内科 、 感染症内科 、 呼吸器内科 、 外科 、 小児科 、 産婦人科 エイズ治療拠点病院での従事経験があることが望ましい。
肝臓の機能障害	内科、消化器内科、 肝臓内科 、外科、消化器外科、移植外科、腹部外科、肝臓外科、小児科、小児外科

※上記診療科名については、経歴書に専門領域の記載と「専門研修・臨床実績証明書」の提出が必要である。

(その他)

第4 この内規に定めるもののほか、医師の指定に係る審議に関して必要な事項は、大分県社会福祉審議会障害福祉専門分科会審査部会が定める。

附則

この内規は、昭和63年7月1日から適用する。

附則

この内規は、平成2年7月3日から適用する。

附則

この内規は、平成9年6月20日から適用する。

附則

この内規は、平成10年3月13日から適用する。

附則

この内規は、平成21年12月25日から適用する。

附則

この内規は、平成27年4月1日から適用する。

附則

この内規は、平成29年4月1日から適用する。

(旧)

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定審査基準内規

大分県

(目的)～(指定基準)は省略

(診療科名)

第3 指定は、障害区分ごとに行うものとし、各障害区分に対する診療科名は、以下のとおりとする。

障害の区分	左に関係のある診療科名	
	①	②
視覚障害	眼科、神経内科、脳神経外科	
聴覚障害	耳鼻咽喉科(専門医に限る)	耳鼻咽喉科、脳神経外科
平衡機能障害	耳鼻咽喉科、神経内科	脳神経外科
音声・言語機能障害(そしやく含む)	耳鼻咽喉科、気管食道科、脳神経外科 神経内科、歯科口腔外科	小児科、内科
肢体不自由	整形外科、リハビリテーション科 脳神経外科、神経内科、形成外科	外科、内科、小児科 小児外科
心臓の機能障害	循環器科、心臓脈管外科、胸部外科	外科、内科、小児科 小児外科
腎臓の機能障害	循環器科、泌尿器科、麻酔科	外科、内科、小児科 小児外科
呼吸器の機能障害	呼吸器科、気管食道科、呼吸器外科 胸部外科	外科、内科、小児科 小児外科
ぼうこう又は直腸の機能障害	泌尿器科、外科、胃腸科、肛門科 消化器科、整形外科、脳神経外科 神経内科	内科、小児科 小児外科
小腸の機能障害	内科、消化器科、胃腸科、外科	小児科、小児外科
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害	エイズ拠点病院等の内科、小児科等でHIV診療に従事し、かつ、その診断に関する相当の学識経験を有する医師	
肝臓の機能障害	内科、消化器内科、外科、消化器外科、移植外科、腹部外科、肝臓外科、小児科、小児外科	

※上記の「左に関係のある診療科名」の②については、経歴書に専門領域の記載と「専門研修・臨床実績証明書」の提出が必要な科名である。

(その他)

第4 この内規に定めるもののほか、医師の指定に係る審議に関して必要な事項は、大分県社会福祉審議会障害福祉専門分科会審査部会が定める。

附則

この内規は、昭和63年7月1日から適用する。

附則

この内規は、平成2年7月3日から適用する。

附則

この内規は、平成9年6月20日から適用する。

附則

この内規は、平成10年3月13日から適用する。

附則

この内規は、平成21年12月25日から適用する。

附則

この内規は、平成27年4月1日から適用する。